

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者Aの個人情報が記載された院内紹介状（以下「書類」という。）を患者Bに誤交付するという事案が発生しました。このような事案を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者Aの氏名、性別、生年月日、患者ID、診療内容等

2 事案の経過

令和7年3月6日(木)

- ・ 歯科口腔外科に予約のため来院した患者Bの受付を行った者が、患者Bに交付する書類とともに、机上にあった患者Aの書類を誤って混入して、患者Bに交付した。

令和7年3月18日(火)

- ・ 患者Bが翌日の入院のため入院準備室に来院した際、患者Bの書類の中に患者Aの書類が混入していたと同室の看護師に伝えたことにより、誤交付が発覚した。
- ・ 主治医が、患者Aと患者Bに経緯を説明し、謝罪した。

3 誤交付の原因

- ・ 患者Aの書類を机上に放置していたため。
- ・ 患者Bに書類を交付する際、患者とともに確認を行うことを怠ったため。

4 再発防止策

- ・ 机上に個人情報を放置しないよう個人情報取扱主任者から歯科口腔外科職員に厳重注意を行った。
- ・ 患者に書類を交付する際、患者とともに本人確認を行う。
- ・ 個人情報毎の整理ボックスを設置し、個人情報を適切に管理する。